3　無人航空機の飛行の方法（第一三二条の二関係）

無人航空機を飛行させる者は、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならないこととした。

㈠　日出から日没までの間において飛行させること。

㈡　当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

㈢　当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保って飛行させること。

㈣　祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

㈤　当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

㈥　地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

4　捜索、救助等のための特例

2及び3の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しないこととした。（第一三二条の三関係）

5　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国の所有に係る輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分に関する政令（政令第三二四号）（財務省）

1　財務大臣は、国の所有に係る輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式を複数落札制入札制度により一般競争に付そうとするときは、当該競争に加わろうとする者の買受希望数量について総数の制限を設けることができることとするとともに、当該制限に関する事項を公告しなければならないこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十六号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律

（国家行政組織法の一部改正）

第一条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「下に」の下に「第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務及び同条第二項の規定により当該大臣が掌理する」を加える。

第五条第二項中「中から」を「うちから」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「、自らこれに当る」を「自ら当たる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　各省大臣は、前項の規定により行政事務を分担管理するほか、それぞれ、その分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理する。

第十五条中「任務」の下に「（各省にあつては、各省大臣が主任の大臣として分担管理する行政事務に係るものに限る。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十五条の二　各省大臣は、第五条第二項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2　各省大臣は、第五条第二項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3　各省大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

4　各省大臣は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「次号」の下に「から第十一号まで」を加え、同項中第十九号を第二十九号とし、第十八号を削り、第十七号を第二十八号とし、第七号から第十六号までを十一号ずつ繰り下げ、第六号の三を第十七号とし、第六号の二を第十六号とし、第四号から第六号までを九号ずつ繰り下げ、第三号の三を第十二号とし、同項第三号の二中「国家戦略特別区域を」を「ものを」に、「第三項第三号の七」を「第三項第三号の六」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第三号の次に次の七号を加える。

四　中心市街地の活性化（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

五　都市の再生（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条に規定するものをいう。）及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項